

日本国経済産業省と南アフリカ共和国政府科学技術イノベーション省
との水素及びアンモニアに関する協力覚書（仮訳）

前文

日本国経済産業省及び南アフリカ共和国政府科学技術イノベーション省（以下、両省をあわせて「両当事者」といい、個別に「当事者」という）

今後数十年にわたり、世界は低炭素経済へのエネルギー転換を図ると予想され、この転換を実施するにあたり、両当事者は公平な競争条件を確保するために協力する必要がある。

両当事者は、科学、技術、イノベーション、関連分野への投資を含め、水素及びアンモニア分野で協力し、相乗効果を生み出すことに共通の関心を持っている。

南アフリカが国際競争力のある水素及びアンモニア生産国になる能力を有することを認識する。また、日本は水素及びアンモニア分野において技術的優位性を有しており、水素及びアンモニアの需要拡大に努めている。

両当事者は、水素及びアンモニアの分野における両当事者間の協力が、水素及びアンモニアのバリューチェーンから得られる主要成分の生産及びその応用における国家能力の発展に寄与し、これにより新産業の創出の機会が提供され、社会の発展と雇用の創出につながることを相互に理解している。

さらに、両当事者は、クリーン・エネルギー転換に向けた取り組みを加速させるために水素戦略を発表し、水素及びアンモニアの分野では既に協力の好例があることに留意する。

本協力覚書（以下、「本 MoC」という）は、当事者間で培われた強固な歴史的関係の上に構築されることを認識し、そして

水素及びアンモニアに関する協力覚書を締結することを希望し、

このたび、以下の認識に至った。

第1項

目的と範囲

- (1) 本 MoC の目的は、水素及びアンモニアがネット・ゼロ・エミッションの達成に重要な貢献者であるという共通の認識に基づき、持続可能で安価な水素及びアンモニアのサプライチェーンの開発に関する両当事者の協力を支援することである。
- (2) 本 MoC は、当事者間の協力プログラムに関する詳細な提案が行われる枠組みを提供する。
- (3) 両当事者は、必要に応じて、当事者の専門分野内で、それぞれの政府、業界、研究機関の連携と協力の推進を奨励し、促進するよう努めるものとする。

第2項

アプローチ

- (1) 本 MoC の目的及び範囲を追求するため、当事者は、それぞれの権限に基づき、本 MoC の目的に貢献することを目的として、以下の分野で協力する。
 - (a) 国際的なサプライチェーンを構築するための水素及びアンモニアに関連する政策、規制、標準開発についての情報交換及び協調の模索。
 - (b) 必要に応じて当事者以外の機関と協力して、水素及びアンモニアの研究、開発、実証プロジェクトで得られたベストプラクティスと教訓の共有。
 - (c) 水素及びアンモニアプロジェクトのためのプロジェクト準備資金を含む国際開発資金の促進。
 - (d) 再生可能かつ低炭素な水素及びアンモニアの生産、流通と貯蔵、電力部門、運輸部門、産業の脱炭素化を含む様々な分野における関連技術の開発と利用。
 - (e) 国際水素燃料電池パートナーシップでの協力を含め、水素及びアンモニアの生産と輸送に関連する温室効果ガスの排出量を決定する方法論の開発と国内及び国際的な規制と認証の枠組みの導入強化。
 - (f) 専門家の交流、教育、スキルアップ、リスキリング、職業訓練など様々な手段を通じて、水素及びアンモニア社会の発展に必要なスキルの開発を促進。

- (g) 公正な移行、特に水素及びアンモニア社会を推進するための課題を考慮した投資環境の改善促進。
 - (h) 官民協力及び民間部門の参加を奨励し、民間部門による更なる協力と新規プロジェクトの開発促進。
 - (i) その他、当事者が確認し、共同で決定し得る分野。
- (2) 本 MoC の下、両当事者は、定期的が開催されることが期待される当事者代表との専用会合や、関連組織により開催されることが期待される会合やイベントなど、主に様々な会合を通じて協力することが期待される。

第3項

機密保持と知的財産権

- (1) 本 MoC に基づいて交換されるすべての情報は秘密であり、当事者は、本 MoC に基づいて実施される活動の結果を含め、相互に提供されるデータ及び情報が、それぞれの国内法で義務付けられている場合を除き、他方の当事者の書面による事前の同意なしに第三者に譲渡又は提供されないようにする。
- (2) 両当事者は、本 MoC に基づき交換された情報または文書を、本 MoC の意図された目的以外の目的で、かつ本 MoC の署名において相互に決定された内容に沿って使用せず、また、それぞれの国内法で義務付けられている場合を除き、他方の当事者の事前の書面による同意なしに、かかる情報または文書を第三者に譲渡しない。
- (3) 本 MoC の開始前にいずれかの当事者が所有していた知的財産の所有権は、その当事者に帰属し、その状態が維持される。
- (4) 本 MoC の実施のための活動から生じる知的財産権は、当事者又はその関係団体間で策定される別個の取り決めに従って取り扱われる。

第4項

その他の事項

- (1) 本 MoC は、国内法または国際法に基づき、当事者間または第三者との関係において、法的拘束力または金銭的権利および義務を生じさせるものではない。
- (2) 本 MoC は、当事者による別個の作業または共同作業に資金を提供する義務を構成するものではない。そのような資金提供には、別途具体的な取り決めが必要となる。
- (3) 本協定は、当事者相互の書面による同意により、いつでも変更することができる。
- (4) 両当事者は、本協定の適用に関する費用を自ら負担し、いずれの当事者も、本協定に関する他の当事者に対する金銭的補償または拠出について責任を負わない。

第 5 項

個人情報保護

- (1) 当事者は、本 MoC に関連する個人情報への不正アクセスがないように、合理的な措置を講じる。
- (2) 当事者は、本 MoC の条項で想定される関係の過程及び範囲において、随時、互いの個人情報を処理する必要があることを認識し、これに同意する。
- (3) 両当事者は、前項の事項に従い、以下のことを行うものとする。
 - (a) 自らまたは自らを代表して取得し処理するすべての個人情報の機密性と完全性を確保する。
 - (b) 他の当事者の個人情報の処理が、本 MoC を実施する目的のみに行われるようにする。

第 6 項

紛争の解決

本 MoC の実施に起因する紛争は、外交ルートを通じて交渉により当事者間で解決される。

第 7 項

開始・期間及び廃止

- (1) 本 MoC は、最後の署名日から開始する。
- (2) 本 MoC は、当初 5 年間継続し、その後、(3)に従って廃止されない限り、1 回につき 5 年間自動的に更新される。
- (3) 本 MoC は、どちらか一方の当事者が、MoC を廃止する意思を、外交ルートを通じて他方の当事者に 6 か月前に書面で通知することにより、廃止することができる。
- (4) 本 MoC の廃止は、本 MoC に基づいて締結されたプログラム、プロジェクト又は活動に、当該プログラム、プロジェクト又は活動が完了するまで影響を及ぼさない。

その証として、正当な権限を有する下記の署名者は、本 MoC の 原本 2 通に署名した。

2023 年 9 月 25 日、東京にて署名。

署名

日本国経済産業省を代表して

南アフリカ共和国 科学技術イノベーション省を代表して
